



# 議員は護民官<sup>たる</sup>べし!

## 戸田は身を挺してゲイトク会や右翼と闘ってきた!

### 右翼街宣禁止の仮処分を裁判所に出させた! 戸田は住民の安心を守り、右翼襲来の黒幕を暴く!



平成27年(第)第281号

仮処分決定

債権者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者の申立てを相当と認め、債権者に下記方法による担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主文

債務者は、債権者に対し、自ら下記の行為をしてはならず、又は第三者をして下記の行為を行わしめてはならない。

記

債権者の議員事務所兼自宅の存する建物(大阪府門真市新橋町12-18三松マンション)の正面玄関から半径500メートル以内の近隣(別紙地図の黒色の円の範囲内)において排他し、大声を張り上げ、荷重車や拡声器を使って「戸田先生は門真市長が不正を容認している」、「戸田先生、いつもありがとうございます!」、「戸田先生!」等の演説や謝辞を、もしもし戸田よ、戸田さんよ! などという歌を歌う等して債権者の業務を妨害し、名誉・信用を毀損する一切の行為

平成27年4月2日

大阪地方裁判所第1民事部

裁判官 西岡繁晴

立担保の方法

金10万円の保証

これは正本である

同日同庁

裁判所書記官 米田 廣



【右翼大音量街宣禁止へ!ニュース】3号:2015年4月4日(日)

☆**朗報!**4/3(金)夕方に、裁判所が、右翼に「街宣禁止の仮処分」を出した!!

(戸田の3/23申立てからわずか11日後、4/3(金)夕方に、裁判所の速決スピード決定!)

【速報】不安・恐怖感を受け続けた住民の怒りを裁判官が受け止めてくれたのだと思います。】

戸田事務所のある新橋町三松マンションから

☆【半径500m以内の範囲で街宣禁止!!】

新橋町・柳町・栄町一帯と市役所がスッポリ入る範囲! 門真小や保育園、病院も安心! もう右翼は来れません

< 仮処分決定 > 主文 (大阪地方裁判所第1民事部 裁判官 西岡繁晴)

債権者 (大阪府の右翼: 菅村益巳) は、債権者 (戸田) に対し、自ら下記の行為をしてはならず、又は第三者をして下記の行為を行わしめてはならない。

記

債権者の議員事務所兼自宅の存する建物(大阪府門真市新橋町120-18三松マンション)の正面玄関から半径500m以内の近隣(別紙地図の黒色の円の範囲内)において排他し、大声を張り上げ、荷重車や拡声器を使って「戸田先生は門真市長が不正を容認している」、「戸田先生、いつもありがとうございます!」、「戸田先生!」等の演説や謝辞を、「もしもし戸田よ、戸田さんよ!」などという歌を歌う等して債権者の業務を妨害し、名誉・信用を毀損する一切の行為

さあ次は、「戸田へのデマ宣伝」=名誉毀損による「室村・糸の大幅連合」逮捕だ!



# 戸

# 田

# ひさよし

# 連帯

# 無所属 「革命21」

☆戸田HPは選挙期間中も更新  
動画もアップ!ぜひ見てね!

掲示責任者: 辻 勲 門真市五月田町35-12 印刷者: 尼崎市尾浜町3-9-22-202 古賀 滋